

上尾市告示第114号

公共下水道の供用を開始しようとするので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公示し、その関係図面を上尾市上下水道部下水道施設課において縦覧に供する。

令和 8年 3月31日

上尾市長 畠山 稔

1 供用を開始すべき年月日

令和 8年 4月 1日

2 下水を排除すべき区域

上尾市大字中新井の一部

上尾市大字小敷谷の一部

上尾市大字地頭方の一部

上尾市大字堤崎の一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式